

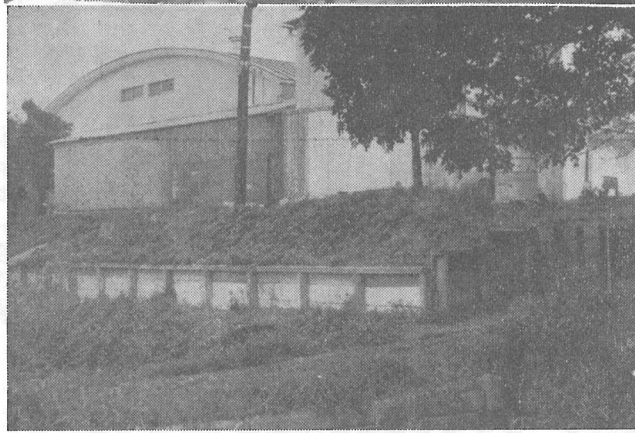
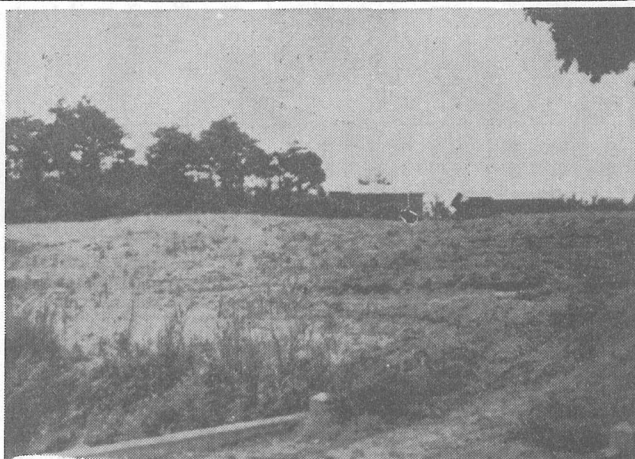
十年一昔

(その二十一)

給食センター界限

横芝中学校前の舗装道路を蒲鉾形をした赤い屋根の建物フエンス沿に進んで行くと遊園地を挟んで道路が二つに分れ遊園地のフエンスの上には横芝町学校給食センターという案内板が建っています。

そして手前の左角には篠竹が群生していますがそのすぐ奥には真新しい住宅が色とりどりの屋根を接するように並んでいます。分れた道路をたどって行きますと目の前に



様に見せているという美しい田園風景を展開しています。よく対照的ということ言いますが給食センターを間にした町並と、田園との区分は本対照的に見えます。此の辺りは給食センターが建つまでは起伏の激しい松等の林でそれに藤葛や葛がからみ笹竹や笹藪まで生い繁り出初式の放水訓練等でセンター下の用水を利用する時以外は余り人通りもなくセンター前まで舗装されている路も本対照に狭くて何気なく歩いている先を難を連れたコジツケが横切ったり、突然目の前を走り抜けた鹿が物珍らしそうに振かえってこちらを眺めている。と言ったことも度々でした。

ここに給食センターが建つという話が流れ始めた頃は「こんな場所に？」と半信半疑の人も多かったようです。

昭和四十年頃、いよいよブルドーザーが入り樹木が伐採され烈しかった起伏や溝等が整地されるとどうやら建設用地らしくなってきたのです。

ところがこの土地は表面は砂地ですがその下は岩磐で水脈が悪く井戸を掘下げていくと鉄パイプの先が曲る程で仮にその岩磐を突抜いてもその下の水脈が極めて薄く、きれいな水が出たと思えば突然悪臭を交えた汚水が噴き出すと言

う様に飲用水の確保が難かしいので止むを得ず近くの民有地に水源をお願いする。というようにいろいろな苦労があったようです。こうして誕生した給食センターは一メートル巾のプラットホーム、白塗りに赤い蒲鉾形の屋根というので隣接町村各センターの羨望的になり此処に場所を求めた町当局及び関係者の先人の明を賞讃し合ったものです。其後次第に表通りの町並が給食センターに近づき閑静な場所も何時しか町続きの便利な場所に変って来たので

写真上 樹木を伐り払ったばかりの給食センター建設用地(前方は丘の様な高台で写真の下方に見える橋の辺り迄急坂の様に低くなっています)

写真下 九月中旬撮影の給食センター(橋桁は元の姿を残していますがそのすぐ前は盛土と砂防工事が施されて当時の面影は全くありません)この上が給食センターの施設になっています。(小沢給食センター所長 寄稿)

六十五才から老令年金

二級程度の障害者に

病気やケガで重度の身体障害者となった人々には障害福祉年金が支給されています。

しかし、この年金は、国民年金法に定められている一級の障害者だけで、その程度が二級の人々には福祉年金は支給されませんでした。それが、さきの改正によって、障害の程度が二級の人々には本来七十才から支給されるべきであった老令福祉年金が六十才から支給されることになりました。これは身体の不自由な老人には、その支給を特に早めようというものです。

この老令福祉年金の支給は

- 1 両眼の視力の和が〇、五以上〇、八以下のもの
- 2 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 咀嚼の機能を欠くもの
- 5 音声、言語機能に著しい障害を有するもの

- 6 両手の親指、ひとさし指、中指を欠くもの
- 7 第6項の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の総ての指を欠くもの
- 10 一上肢の総ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

本年十一月分からで、年額二三〇〇円です。この二級程度の障害とは次のような状態をいいます。このような状態に該当する方は請求手続きをして下さい。詳細は年金係へ。

対象となる障害の程度